

# 令和8年度 はりま一宮小学校いじめ防止基本方針

宍粟市立はりま一宮小学校

## 1 学校の方針

「はりま一宮小学校」では、仲間づくり・絆を深める集団づくりを基盤に、「ともに学び合うみんなの学校づくりの推進」を基本方針とし、学校教育目標を「こころ豊かに たくましく自ら学ぶ児童の育成」をめざして教育活動に取り組んでいる。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

そのために、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切かつ迅速に解決するため、以下の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第二条（定義）より

### (2) 教職員の対応

- ①「いじめはどこでも起こりうる問題である」ことを念頭に、日頃から子どもが発するサインを見逃さず、問題意識をもち早期発見に努める。
- ②「いじめは絶対に許されない行為である」ということを、きちんと子どもに伝えるとともに、命や人権に関わる問題として受け止め、最後まで指導する。
- ③いじめられた時、いじめを見た時の対応のしかたを教える。
  - ひとりで悩まずに、友だちや教師、保護者、相談機関に相談すること。
  - いじめを見たときや知ったときは、知らないふりをしないこと。
  - いじめられている友だちを見たときは、勇気をもって止めに入ること。
  - いじめを止めることができないときは、友だちや教職員・大人に相談すること。
- ④いじめられた子どもの気持ちを重視し、親身になって指導を行う。
- ⑤子どもたちの人間関係を先入観でとらえず、的確ないじめの実態把握に努め、根気強く継続的に対応する。
- ⑥周囲と連携して対応にあたる。

「全教職員で組織的に対応」「家庭や関係機関との連携」

## 3 いじめの防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) いじめの未然防止について

「教育活動全体を通して、命や人権を大切にする心と態度を育てる」ために、具体的に以下の取組を行う。

- ①児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、ともに伸びていこうとする支持的風土のある学級づくり・学校づくりを進めるとともに、集団の自浄作用を高める。  
(学習規律の確立、係・委員会活動の充実、全校縦割り班活動の推進など)
- ②児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、さまざまな体験活動を充実・推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。  
(生活科、総合学習、環境体験事業、しそく森林の探検隊、自然学校、修学旅行、農園活動など)
- ④情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見に向けて

「子どもの小さな変化を敏感に察知し見逃さない体制づくり」や「実態把握に努める」ために、具体的に以下の取組を行う。

- ①教職員が人権感覚を磨き、子どもの言葉を受け止め、子どもの立場に立ち、子どもを守りきる姿勢を大切にする。また、集団の中で配慮を要する子どもに気づき、ささいな言動から、心のサインを敏感に感じとれるよう、子どもの気持ちや行動・価値観を共感的に理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。
- ②教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、交友関係やいじめ等について相談しやすい環境を整えておく。  
(生活ノート、日記の活用、学校だより・学級通信の定期的発行など)
- ③職員会議の中に「はりま一宮っ子を語る」時間を設け、全教職員で一人一人の子どもたちの様子について情報や対応を共有する。
- ④アンケートにもとづく教育相談を定期的実施(年3回)し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。(学級担任はアンケートを回収し気になる児童からの聞き取り調査をする。いじめ事象は、すべて記録し、校長に報告するとともに、「校内いじめ対策委員会」で対応を協議し、毎月市教委にすべて報告する。)
- ⑤保護者に「いじめ防止メール」の活用を呼びかけ、いじめの早期発見につなげる。

## (3) いじめが起きた場合の対応

「いじめが疑われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する」ことを基本とし、具体的に以下の取組を行う。

- ①いじめ事案への初期対応(一次・二次対応)
  - 校長のリーダーシップによる「校内いじめ対策委員会」での対応協議
    - ・いじめられた児童への支援を最優先に対応する。
    - ・対応チームの編成による組織的対応をする。(役割の分担と確認)
  - いじめ解消に向けた継続的対応(三次対応)
    - ・教育委員会、地域、関係専門機関と連携して対応する。
- ②インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応
  - パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者や家庭に協力を依頼する。(PTA 総会・学級懇談等)
  - インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発する。(教育講演会・情報教室等)
  - 情報モラル教育を積極的に進めるために、関係機関との連携を進める。
  - インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除などの迅速な対応を図るとともに、場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## (4) 重大事態への対処

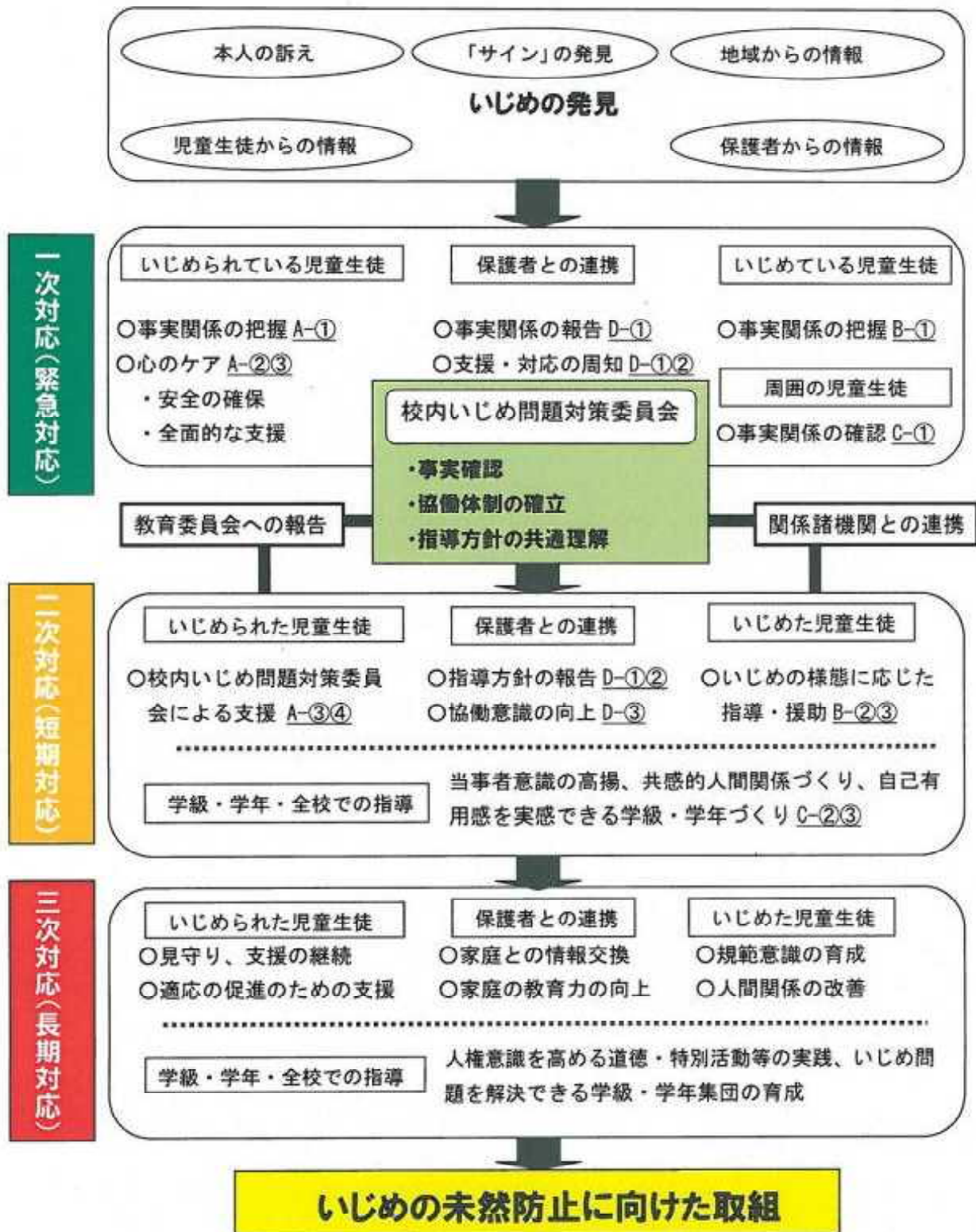
### ①重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法 第28条)

### ②重大事態等が起こった場合の学校の対応

- 重大事態が発生した場合、学校は、まず、いじめを受けた子どもの被害を最小限に抑えるとともに、同種の事態の発生防止を図る観点から、子どもの安全確保を第一に対応する。同時に、子どもの学習権を確保し、県教育委員会と連携し、スクールカウンセラー等による子どもに心のケアに努める。  
その上で、対策委員会等の調査組織に対し積極的に資料を提供するなど、重大事態の調査が円滑に進むよう取り組む。  
また、周囲の子どもやその保護者に対してもできる限りの説明を行うとともに、外部への情報発信・報道対応については、プライバシー保護など関係者の個人情報の取扱いに十分配慮しながら、関係保護者の心情を十分把握し、速やかに再発防止策を講じることとする。

# ～資料：いじめ対応構造図～



### A いじめられている児童生徒

- ① 起きている事実を確認するとともに、まず辛い今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ② いじめられている児童生徒を最後まで守り抜くこと、そして秘密をまもることを伝える。
- ③ 学校全体でとり組み、必ずいじめを解決すると伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### B いじめている児童生徒

- ① 他の児童生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聞いた上で指導する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともにいじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### C 学級・学年・学校全体

- ① 学級や学年、場合によっては全校生を対象にアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。
- ③ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。

## 早期に対応 周囲と連携して対応

校内いじめ問題対策委員会（校長、教頭、生徒指導担当教員、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど）をつくり、学校として解決に当たる。

### D いじめられている児童生徒の保護者

- ① 発見すれば、その日のうちに事実を伝え、対応策を提案する。その際、学校としていじめた児童生徒を指導し、いじめられている児童生徒を守り抜くことを伝える。
- ② 必要な場合は、緊急避難として別室で学習できる体制を整えることを伝える。
- ③ 継続して家庭と連携を取り、家庭での児童生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止める。

### E いじめている児童生徒の保護者

- ① その日のうちにいじめの事実を伝え、いじめられる児童生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- ② いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが絶対に許されない行為であることを指導するように依頼する。
- ③ 児童生徒の変容を図るために、解決に向けた関わり方などを一緒に考える。

### F 関係機関

- ① プライバシーに配慮しつつ、PTAや学校評議員などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。
- ② 事案によっては教育委員会や学校支援チーム、民生児童委員等と連携をとる。
- ③ 事案によっては、こども家庭センターや警察等の関係機関と連携をとる。